

近江鉄道利用促進パーク・アンド・ライド事業駐車場管理要項

(目的)

第1条 この要項は、近江鉄道利用促進を図ることを目的としたパーク・アンド・ライド事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、駐車場の管理に関する必要な事項を定めることにより、駐車場の利用に供することを目的とする。

(駐車場)

第2条 本事業で利用に供する駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
市営あかね駐車場	東近江市三津屋町68番6

(利用者の公募の方法及び時期)

第3条 駐車場の利用者の公募方法は、市が募集要項を駐車場の利用を希望する者に配布するものとする。

- 2 前項の募集要項には、あらかじめ募集台数、利用料金額、募集対象者、申込方法、利用者決定方法の概略、利用時期その他必要な事項を記載する。
- 3 駐車場に未利用の区画が発生した場合は、追加募集を行うものとする。

(利用者の資格)

第4条 駐車場を利用することができる者は、東近江市に住所を有する者で次の各号の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 通勤定期券又は通学定期券で近江鉄道線を利用する者
- (2) 自らが所有する自動車を運転し利用に供する駐車場まで移動する者（当該自動車を常時使用していることが明らかな場合を含む。）
- (3) 東近江市税等を完納している者

(利用許可)

第5条 前条に規定する利用者の資格のある者で駐車場の利用を希望する者は、様式第1号による申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を受理した場合は、市長は速やかに審査を行い、駐車場利用有資格者としての可否を決定し、様式第2号による通知書を駐車場の利用を希望する者に交付するものとする。
- 3 前項の通知書により市長が有資格者と認めた者（以下「利用者」という。）は、様式第3号による利用契約書2通を市長に提出しなければならない。

なお、利用者は、利用契約書の提出に併せ、通勤定期券又は通学定期券の写しを添付するものとし、本契約を更新した場合についても同様とする。

- 4 前項の契約書の提出があった後、市長は利用許可を決定し、利用者に様式第4号による許可証を発行するものとする。

(利用者の決定)

第6条 利用者は、現に駐車場を利用し継続して利用を希望する者、次に新たに本事業利用を希望する者（先着順）の順で決定するものとする。

2 現に駐車場を利用し継続して利用を希望する者は、近江鉄道利用促進パーク・アンド・ライドに係る実証実験事業の利用者も含むものとする。

（利用場所の限定）

第7条 前条により利用許可を受けた者は、市長が指定する駐車区画に自動車を駐車しなければならない。

（契約）

第8条 契約期間は、年度の範囲内で1箇月以上、最大12箇月を限度とする。

2 前項の期間満了1箇月までに市長又は利用者から相手方に対して解約の申し入れがない場合は、1箇月単位で自動更新、以後も同様とする。

3 契約期間内に利用者及び自動車その他に変更が生じた場合は、様式第5号による変更届を市長に提出しなければならない。

（利用の手続）

第9条 市長は前条の規定により、決定した利用者に対して駐車場の利用開始日を通知しなければならない。

（利用料の決定及び金額）

第10条 近江鉄道線の利用促進を図ることを目的とした本事業の趣旨を鑑み、駐車場の利用料（以下「利用料」という。）は月額500円とし、利用者は年払いで利用料を納付するものとする。

なお、駐車場の利用料を変更することとした場合は、市は2箇月前に利用者に通知するものとする。

（使用者の損害賠償責任）

第11条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由によって駐車場又はその附帯する施設を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又はその損害賠償の責めを負わなければならない。

（駐車場の返還）

第12条 利用者は、契約満了日までに駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の1箇月前までに様式第6号による届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき、利用者が駐車場返還の申し出をした場合、未利用月分の利用料の返金を求めることができるものとする。

（禁止行為）

第13条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車区画を第三者に転貸し、又はその利用権を他の者に譲渡すること。

(2) 駐車場内に引火性若しくは発火性の物品又は他の者の駐車支障となる物品を持ち込むこと。

(3) 駐車区画の原状を変更し、又はこれに工作物を設置すること。

(4) 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に供すること。

(利用許可の取消)

第 14 条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、駐車場の利用許可を取り消し、又はその明け渡しを命ずることができる。

- (1) 前条に定める禁止行為をしたとき。
- (2) 不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (3) 正当な理由によらないで 30 日以上駐車場を利用しないとき。
- (4) 駐車場又はその附帯する施設を故意にき損したとき。
- (5) この要項又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。
- (6) 第 4 条に規定する利用者資格を失ったとき。
- (7) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(駐車場内における損害の責任)

第 15 条 市長は、駐車場内において、次の各号に掲げる事態が発生した場合において、いかなる損害賠償の責めも負わない。

- (1) 自動車及び駐車中の車両に留置された物品等に関する損害
- (2) 物損事故及び人身事故が発生したことによる利用者又は第三者が被る損害
- (3) 天災、その他不可抗力により生じた損害
- (4) その他市の責めによらない損害等

(雑則)

第 16 条 この要項の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要項は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。